

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六七
- 保安林の指定を解除する件 三六七
- 道路の区域を変更した旨通知があった件 三六七
- 道路の区域を変更する件 三六七
- 道路の供用を開始する件三件 三六八
- 自動車専用道路を指定する件 三六九
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三六九
- 落札者を決定した件二件 三九五
- 一般競争入札を行う件 三九六
- 福島県公安委員会 三九六
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三九六
- 福島海区漁業調整委員会 三九六
- すくい網漁業について指示する件 三九六
- こうなご電気棒受網漁業について指示する件 三九六
- 正 誤 三九六
- 令和元年十二月十三日付け定例第六十四号中 四〇〇

## 告 示

### 福島県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十二月二十日から令和二年一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市商工

観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）クスリのアオキ天童寺店 福島県会津若松市天童寺町二一九番一ほか六筆
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
福島市妻夫石二の六・三の五・四の三・御山字信夫山二の五・六の五・六の七・字妻夫石五の六・六の五・七の九・七の一〇（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

### 福島県告示第四百六十九号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、令和元年十月二十八日付けで東北地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般国道	相馬市山上字山	A	一〇・三	六、六一八	

一一五号	岸二一番四地先から	変更後	〳三七・六	
	同 市山上字小田原一四番地先まで		B 一二・八 〳一七三・五	六、七二九
	相馬市山上字山岸三七番三地先から		A 一〇・三 〳三七・六	六、五四八
	同 市山上字小田原一四番地先まで		B 一二・八 〳一七三・五	六、六七五
	相馬市山上字山岸一三番二地先から		A 一〇・三 〳三七・六	
	同 市山上字小田原三〇一番四地先まで		B 一二・八 〳一七三・五	
	相馬市粟津字長沢八九番一地先から		A 一〇・三 〳三七・六	
	同 市山上字小田原三〇一番一		B 一二・八 〳一七三・五	
	地先まで		A 一〇・三 〳三七・六	
	同 市山上字小田原三〇一番一		B 一二・八 〳一七三・五	
	一地先まで		A 一〇・三 〳三七・六	

(道路計画課)

福島県告示第四百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道荒井	郡山市富久山町久保田	A	五・七〳	五〇〇・四

郡山線	字乙高九七番一地先から	変更後	一二・二 八・〇〳 三七・六	五三〇・二
	同 市赤木町五〇番一		A 五・七〳 一二・二 八・〇〳 六二・一	五〇〇・四
	地先まで		B 八・〇〳 六二・一	五三〇・二
	郡山市富久山町久保田		A 五・七〳 一二・二 八・〇〳 六二・一	五〇〇・四
	字乙高九七番一地先から		B 八・〇〳 六二・一	五三〇・二
	同 市若葉町二七五番一		A 五・七〳 一二・二 八・〇〳 六二・一	五〇〇・四
	一地先まで		B 八・〇〳 六二・一	五三〇・二

(道路計画課)

福島県告示第四百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	相馬市粟津字長沢八九番一地先から	令和元年十二月二日
	同 市山上字小田原三〇一番一	一四時三〇分
	地先まで	

(道路計画課)

福島県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川三春線	郡山市田村町守山字上河原二六番	令和元年十二月三日
	地先から	







入瀬戸2号	入瀬戸1号	熊ノ道	菖蒲沢B	清水	菖蒲沢	桑木3号	桑木1号	黒森	山下2号	山下1号	平都	日渡	中高野	下ノ内	板橋	七合田
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市瀬戸町入瀬戸	市瀬戸町入瀬戸	市勿来町窪田熊ノ道	市東田町神山	市添野町清水	市東田町菖蒲沢	市添野町桑木町	いわき市添野町桑木町	会津若松市大戸町高川黒森	郡同 町大字山下字山下	郡同 町大字山下字山下	郡同 町大字内川字平都	郡同 町大字下関河内字	郡同 町大字高野字中高	郡同 町大字下関河内字	東白川郡矢祭町大字関岡字板橋	郡同 町大字小野新町字七合田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

五百畑2	稲荷前	折ノ内	東鳥堂	畦石3	畦石2	桜内	沢口	戸引3	戸引2	戸引1	岩登1	払川2	払川1	久保田1	六平沢3	区域名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田村市船引町北移字六平沢
市船引町北鹿又字五百畑	市船引町北鹿又字稲荷前	市船引町上移字折ノ内	市船引町北移字東鳥堂	市船引町北移字畦石	市船引町北移字畦石	市船引町北移字桜内	市船引町北移字沢口	市船引町南移字戸引	市船引町南移字戸引	市船引町南移字戸引	市船引町北移字岩登	市船引町南移字払川	市船引町南移字払川	市船引町北移字久保田	市船引町北移字六平沢	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石災害の発生原因となる自然現象の種類
															次の図のとおり	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃

二 土砂災害特別警戒区域

青生野沢5	青生野沢3号	青生野沢2号	青生野沢	越虫沢2号	越虫沢	関口沢	下沢	作内戸	平背戸	塩柄	五反田	樋ノ入2	狐石	上台	南沢	茸山上	後沢
同	同 谷地	同 犬平	同 犬平	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同						
村大字青生野字青	村大字青生野字丸	村大字青生野字大	村大字青生野字大	村大字渡瀬字越虫	村大字渡瀬字越虫	村大字渡瀬字関口	村大字渡瀬字下	市船引町文殊字作内戸	市船引町船引字平背戸	市船引町遠山沢字尾ノ内	市船引町芦沢字五反田	市船引町芦沢字樋ノ入	市船引町芦沢字狐石	市船引町北鹿又字上台	市船引町北鹿又字早坂久保	市船引町北鹿又字茸山上	市船引町北鹿又字後沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流						

赤沼	熱海五丁目2号	北吉野	愛宕下	小志田	北向家前	池上	葉山下	布山京	川前	蒲倉	大竹沢	鍛木田沢5号	鍛木田沢3号	鍛木田沢	大塩沢2号	号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市西田町鬼生田字赤沼	市熱海町熱海五丁目	市熱海町安子島字北吉野	市湖南町赤津字愛宕下	市湖南町赤津字小志田	市湖南町赤津字北向家前	市湖南町赤津字池上	市大槻町字葉山下	市湖南町馬入新田字布山京	市荒井町字川前	郡山市蒲倉町字蒲倉	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同	同 郡同
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	生野



## 公 告

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂 防 課)

入瀬戸2号	同	市瀬戸町入瀬戸	急傾斜地の崩壊
入瀬戸1号	同	市瀬戸町入瀬戸	急傾斜地の崩壊
熊ノ道	同	市勿来町窪田熊ノ道	急傾斜地の崩壊
菖蒲沢B	同	市東田町神山	急傾斜地の崩壊
清水	同	市添野町清水	急傾斜地の崩壊
菖蒲沢	同	市東田町菖蒲沢	急傾斜地の崩壊
桑木3号	同	市添野町桑木町	急傾斜地の崩壊
桑木1号		いわき市添野町桑木町	急傾斜地の崩壊
黒森		会津若松市大戸町高川黒森	急傾斜地の崩壊
山下2号	同	郡同 町大字山下字山下	急傾斜地の崩壊
山下1号	同	郡同 町大字山下字山下	急傾斜地の崩壊

## 公告第154号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県中保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県県中保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額  
50,612,712円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年8月27日

(保健福祉総務課)

## 公告第155号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
除雪ドーザ7（18t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額  
26,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年10月23日

（入札用度課）

### 公告第156号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年12月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（県立学校用）117台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和2年3月31日（火）
  - (4) 納入場所 福島県立福島高等学校ほか計98か所
  - (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成31年3月8日（金）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年1月17日（金）午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和元年12月20日（金）から令和2年1月17日（金）まで（土曜日及び日曜日、令和元年12月30日（月）から令和2年1月3日（金）まで並びに同月13日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年12月26日（木）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年12月26日（木）午後1時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月30日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日（水）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal Computer (for Prefectural School) 117 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 30 January 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 January 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

**福島県公安委員会規則第9号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3 一般国道115号の項中

相馬市大曲字天神57番1地先から同市山上字山岸22  
まで

番2地先

を

相馬市大曲字天神57番1地先から同市山上字山岸22番2地先  
まで

相馬市粟津字長沢89番1地先から同市山上字小田原300番11  
地先まで

に改め

る。

**附 則**

この規則は、令和元年12月22日から施行する。

（交通規制課）

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年十二月二十日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

#### 一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

#### 二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

#### 三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和二年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三十一日までとする。

#### 四 制限又は条件

##### 1 操業の禁止区域

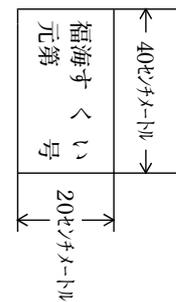
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）

##### 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

#### 3 操業の協定



操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

#### 4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### 5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

#### 六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和二年三月一日から令和三年二月二十八日までとする。

#### 福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるいかなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年十二月二十日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

#### 一 操業の承認

いかなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

#### 二 承認の対象漁船

いかなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

#### 三 操業期間

操業期間は、令和二年四月一日から同年三月十日までとする。

#### 四 制限又は条件

##### 1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- 夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、夏井川警城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）

##### 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

#### 3 操業の協定



福海こうなご  
元第 号  
20センチメートル

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和二年三月一日から令和三年二月二十八日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和元年十二月十三日付け定例第六十四号中

三六七	上	後ろか ら九	福島県教育委員会	福島県立学校
三七八	下	一七 二一		